

00688

鳥取縣公報

告示

昭和十六年十二月十九日
第一千二百九十四號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣告示第九百七十二號

昭和十六年縣立各實業學校ノ卒業式期日左ノ通定ム

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

學 校 名

卒業式期日

鳥取縣立倉吉商業學校

十二月二十三日

鳥取縣立倉吉農業學校

十二月二十三日

鳥取縣立鳥取工業學校

(第二本科ヲ除ク)

十二月二十四日

鳥取縣立米子商蠶學校

十二月二十四日

鳥取縣立日野農林學校

十二月二十六日

鳥取縣立米子工業學校

(第二本科ヲ除ク)

十二月二十六日

鳥取縣立鳥取商業學校

十二月二十七日

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年十二月十九日
第一千二百九十四號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

鳥取縣告示第九百七十三號

農林水産業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事

八田

三郎

新任者

解任者

職務執行區域

任免年月日

新	黑田修二	森本利光	米里村	昭和十六年十月十六日
下田清勝	谷本實夫	佐治村	同	十一月一日
西尾菊藏	西尾敬治	同	同	同
西村吉平	西村忠廣	同	同	同
安部榮一郎	小林正幸	同	同	同
岡村房雄	岡村林八	同	同	同
宮本滿德	大下鎮雄	同	同	同
森本喜代治	上杉清藏	同	同	同
池野田公治	角本柳藏	同	同	同
猪口金太郎	猪口晃夫	同	同	同
原田積治	有田清雄	同	同	同
中原	田中房治	同	同	同
久野信太郎	久野鹿藏	同	同	同
上田庫三	秦源吉	同	同	同
渡邊國治	飯田茂	同	同	同

藤井澄雄	御船衛	三朝村	同	九月十二日
由田一郎	中江龜次郎	高城村	同	九月十三日
加世木吉雄	中川力藏	同	同	同
山根實	山根豐	同	同	同
河野公温	山增清美	同	同	同
小谷操	田中金光	同	同	同
川本正夫	家森隆治	同	同	同
竹歳政輝	竹歳福吉	同	同	同
池口泰禮	山脇壽雄	同	同	同
横山慶昭	中本美佐雄	同	同	同
秦柳壽郎	秦武夫	同	同	同
青砥武雄	中川幸男	同	同	同
荒木美明	長尾孝道	同	同	同
塚田正人	秦野賢治	同	同	同
松田盛治	伊野野無致	同	同	同
本伊	伊野野無致	同	同	同
伊澤數吉	地頭喜好	同	同	同
林原岩吉	椎木季雅	同	同	同
倉田荒市	田根島	同	同	同
宮長清隆	山根鶴	同	同	同

00691

鳥取縣告示第九百七十四號

農林水産業調査指導員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

新 任 者	解 任 者	職 務 執 行 ノ 區 域	任 免 年 月 日
川 田 正 德	川 田 要 市	同	同
黑 田 政 夫	酒 嶋 恒	同	同
牧 馨 雄	池 田 廣 義	同	同
清 水 盛 義	清 水 嘉 太 郎	同	十一月十三日
角 田 達 一	後 藤 貞 市	御 來 屋 町	同
川 上 鶴 三 郎	福 田 龜 重	江 尾 村	同
			八月一日
			九月十三日
山 添 堯 運	沼 田 敬 一	米 子 市	昭和十六年十月七日
河 崎 鶴 男	山 田 壽 夫	本 庄 村	同
中 村 利 明	橫 山 良 苞	宇 倍 野 村	同
寺 垣 政 市	平 井 春 一	蒲 生 村	同
松 本 幸 男	池 本 春 親	河 原 町	同
下 田 憲 一	小 谷 謙 治	散 岐 村	同
池 山 權 治	山 本 喜 美	山 守 村	同
遠 藤 高 義	遠 藤 禮 司	外 江 村	同
土 井 正 美	石 指 亨	春 日 村	同
			十一月二十六日
			十二月二日
			七月十五日
			十二月十日
			十月三十日
			十一月二十九日
			十一月二十八日

00692

鳥取縣告示第九百七十五號

左ノ通農事實行組合理事及規約變更届出アリタリ

昭和十六年十二月十九日

清水 竜三郎 山本 丈藏 大山 村 同 十一月十日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

組 合 名	事 務 所 々 在 地	變 更 月 日	届 出 事 項
中湯棚農事實行組合	氣高郡神戶村	昭和十六年八月四日	規 約 變 更
上砂見農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 十 月 六 日	同
下砂見農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 八 月 三 日	同
高津農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 八 月 十 五 日	同
神坂農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 七 月 二 十 七 日	同
中砂見農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 九 月 二 十 五 日	同
下砂見農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 八 月 三 日	理 事 變 更
中湯棚農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 八 月 四 日	同
高津農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 八 月 十 五 日	同
中砂見農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 九 月 二 十 五 日	同
上砂見農事實行組合	同 郡 同 村	同 年 十 月 六 日	同
笠津第一農事實行組合	東伯郡安田村	同 年 七 月 九 日	同
神坂農事實行組合	氣高郡神戶村	同 年 七 月 二 十 七 日	同
上荒舟農事實行組合	岩美郡成器村	同 年 八 月 二 十 五 日	同

00693

殿 農事實行組合	同 郡成器村	同	年八月二十一日	同
富江 農事實行組合	日野郡日光村	同	年九月十五日	同
梅田 農事實行組合	東伯郡安田村	同	年九月十五日	同
山根 農事實行組合	東伯郡西郷村	同	年十月一日	同
加賀瀬 農事實行組合	入頭郡國英村	同	年十月二十九日	同
別所 農事實行組合	日野郡日野村	同	年九月一日	同
添原 農事實行組合	日野郡黒坂町	同	年六月三十日	同

◇鳥取縣告示第九百七十六號

鳥取縣農產物検査所、同支所、同出張所及同派出所ノ名稱、位置及其ノ所管區域左ノ通之ヲ定ム
昭和四年四月三十日鳥取縣告示第百十五號鳥取縣農產物検査所、同出張所及同派出所ノ名稱、位置及其ノ所管區域ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十二月十九日

名 稱	位 置	鳥取縣知事	入 田	三 郎	域
鳥取縣農產物検査所	鳥取市東區內町	縣 下 一 圓			
同 鳥取支 所	鳥取市東品治町	鳥取市、岩美郡、入頭郡及氣高郡一圓			
同 上井支 所	東伯郡日下村大字 上井	東伯郡一圓及西伯郡逢坂村			
同 米子支 所	米子市 萬能町	米子市、西伯郡(逢坂村ヲ除ク)及日野郡一圓			
同 鳥取出張所	鳥取市東品治町	鳥 取 市 一 圓			
		岩美郡米里、倉田、宇倍野、成器、大茅、面影、津ノ井			

00694

同 蒲富出張所	岩美郡蒲富町大字 蒲富	氣高郡神戶、大和、美穗、大正、東郷、豊實、明治、湖山、松保 千代水、吉岡、大郷、末恒
同 郡家出張所	入頭郡賀茂村大字 郡家	岩美郡福部、大岩、本庄、小田、網代、浦富、田後、東、岩井、 蒲生
同 濱村出張所	氣高郡正條村大字 勝見	入 頭 郡 一 圓
同 上井出張所	東伯郡日下村大字 上井	氣高郡寶木、酒津、瑞穂、鹿野、正條、逢坂、小鷲河、日置、日 置谷、青谷、中郷、勝部、勝谷
同 倉吉出張所	東伯郡倉吉町大字 大正町	東伯郡西郷、日下、長瀬、橋津、宇野、泊、舍人、東郷、松崎、 淺津、花見、三朝、三德、小鹿、旭、竹田、上北條、中北 條、下北條
同 八橋出張所	東伯郡八橋町大字 德萬	東伯郡倉吉、小鴨、上小鴨、矢送、南谷、山守、北谷、高城、社
同 下市出張所	西伯郡逢坂村大字 鹽津	東伯郡灘手、榮、大誠、由良、浦安、上郷、下郷、古布庄、八橋 東伯郡赤碓、成美、以西、安田、上中山、下中山
同 淀江出張所	西伯郡淀江町大字 淀江	西伯郡逢坂 西伯郡淀江、宇田川、高麗、所子、大山、庄内、名和、御來屋、 光徳
同 大山出張所	西伯郡巖村大字 蚊屋	西伯郡大幡、縣、春日、大高、巖、日吉津、大和
同 米子出張所	米子市 萬能町	米 子 市 一 圓
		西伯郡彦名、崎津、渡、外江、境、上道、餘子、中濱、大篠津、 和出、富益、夜見、成實、天津、大國、法勝寺、上長田、

同	江尾出張所	日野郡江尾村大字江尾	東長田、手間、賀野、尙徳、五千石、幡郷
同	生山出張所	日野郡日野上村大字生山	日野郡二部、日野、根雨、神奈川、江尾、米澤、八郷、溝口、日
同	鳥取派出所	鳥取市東品治町	日野郡黒坂、大宮、阿毘綠、山上、多里、日野上、福築、石見
同	米里同	岩美郡米里村	鳥取市(賀露町ヲ除ク)一圓
同	倉田同	倉田村	岩美郡米里村
同	宇倍野同	宇倍野村	倉田村
同	成器同	成器村	宇倍野村
同	面影同	面影村	成器村、大茅村
同	津ノ井同	津ノ井村	面影村
同	福部同	福部村	津ノ井村
同	浦富同	浦富町	福部村
同	本庄同	本庄村	大岩村、網代村、浦富町、田後村、東村
同	小田同	小田村	本庄村
同	岩井同	岩井町	小田村
同	賀茂同	入頭郡賀茂村	岩井町、蒲生村
同	國中同	國中村	入頭郡賀茂村
同	船岡同	船岡村	國中村、國英村
同	河原同	河原町	船岡村、大伊村
同			河原町

同	西郷同	西郷村	西郷村、八上村
同	散岐同	散岐村	散岐村
同	用ヶ瀬同	用ヶ瀬町	大村、用ヶ瀬町
同	佐治同	佐治村	佐治村
同	社同	社村	社村
同	智頭同	智頭町	智頭町、山郷村
同	隼同	隼村	大御門村、隼村
同	安部同	安部村	安部村
同	丹比同	丹比村	丹比村
同	入東同	入東村	入東村
同	若櫻同	若櫻町	若櫻町、池田村
同	中私都同	中私都村	上私都村、中私都村
同	下私都同	下私都村	下私都村
同	大和同	大和村	氣高郡神戸村、大和村
同	美穂同	美穂村	美穂村
同	大正同	大正村	大正村、東郷村
同	豊實同	豊實村	豊實村
同	明治同	明治村	明治村
同	湖山同	湖山村	湖山村、末恒村
同	松保同	松保村	松保村

同	大篠津同	同	西伯郡大篠津村	同	崎津村、渡村、外江村、境町、上道村、餘子村、中濱村、大篠津村、和田村、富益村
同	成實同	同	成實村	同	成實村
同	天津同	同	天津村	同	天津村
同	大國同	同	大國村	同	大國村
同	法勝寺同	同	法勝寺村	同	法勝寺村、東長田村
同	上長田同	同	上長田村	同	上長田村
同	手間同	同	手間村	同	手間村
同	賀野同	同	賀野村	同	賀野村
同	尙德同	同	尙德村	同	尙德村
同	五千石同	同	五千石村	同	五千石村
同	幡郷同	同	幡郷村	同	幡郷村
同	大幡同	同	大幡村	同	大幡村
同	縣同	同	縣村	同	縣村
同	春日同	同	春日村	同	春日村
同	大高同	同	大高村	同	大高村
同	巖同	同	巖村	同	巖村
同	西伯大和同	同	大和村	同	日吉津村、大和村
同	淀江同	同	淀江町	同	淀江町、宇出川村
同	高麗同	同	高麗村	同	高麗村

鳥取縣告示第九百七十七號

同	所子同	同	所子村	同	所子村
同	大山同	同	大山村	同	大山村
同	庄内同	同	庄内村	同	庄内村
同	名和同	同	名和村	同	名和村、御來屋町
同	光德同	同	光德村	同	光德村
同	西伯逢坂同	同	逢坂村	同	逢坂村
同	二部同	同	二部村	同	二部村
同	黑坂同	同	黑坂町	同	黑坂町
同	大宮同	同	大宮村	同	大宮村
同	山上同	同	山上村	同	阿毘綠村、山上村
同	日野上同	同	日野上村	同	多里村、日野上村
同	福榮同	同	福榮村	同	福榮村
同	石見同	同	石見村	同	石見村
同	根雨同	同	根雨町	同	日野村、根雨町
同	江尾同	同	江尾村	同	神奈川村、江尾村
同	米澤同	同	米澤村	同	米澤村
同	八郷同	同	八郷村	同	八郷村
同	溝口同	同	溝口町	同	溝口町
同	日光同	同	日光村	同	日光村

昭和十六年十二月十三日左記ノ者ニ對シ動力綴摺業免許證下附セリ
昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

免許證番號

住 所 氏 名

一、三八二

東伯郡大誠村大字瀬戸八百三十五番地

田 邊 重 孝

◆鳥取縣告示第九百七十八號

東伯郡榮村字西尾耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ
昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第九百七十九號

日野郡神奈川村河崎耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ
昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

日野郡神奈川村大字河崎	組 長	小 峯 庸 次 郎
日野郡神奈川村大字河崎	組 合	小 峯 庸 次 郎
組 合	副 長	影 山 護 昌

彙 報

時局下の青少年保護

日本の將來と青少年
適切なる保導の必要

(社會教育課)

日、米英の戦端は遂に開かれた。我々は此の戦争が長期に亘ることを覚悟せねばならぬ。學國一致、堅忍持久して國民の全部がその與へられたる部署について、一意國民の本務遂行に専念せねばならぬのであつて、そこに一人の落伍者もあつてはならない。

殊に青少年は今後の日本を背負つて立つべき重任にあるものであつて、東亞大共榮圈完成の成否は一に次代を背負ふべき青少年の双肩にかゝつてゐるのである。この重責にある青少年をして、眞に將來を擔ひ得る心身の健全性を保持育成することは統後國民に課せられたる最高の義務といはねばならない。

今日の青少年が非常なる緊張を以て營々として修養に努めて居ることほまことに喜ぶべきであるが、しかし全般的に見てなほ遺憾なき状態にあるとはいへないのであつて、實際上青少年にして

犯罪を爲し又は不良行爲を爲すものは相當多數に上るのである。又從來の實例に徴するも、長期戦に當つて不良青少年の増加は常に見るところであつて、例へば第一次世界大戰當時ドイツ・フランス・イギリス・オーストリア・ハンガリー等いづれも戦前の不良青少年数は第四年にして倍數に上つたのである。

今や我が國は長期建設上必要なる物資生産の爲に勞働力の巨大なる需要を生じ、爲に青少年勞務者の増加は著しいものがある。青少年が職場に於て新東亞建設の大業に奉仕することはまことに重要なことであるが、一面青少年が家庭を離れて職場にあるといふことは、結局家庭の監督と慰安から離れることであり、従つてその道徳生活に於て保護を乏しくする状態になり易いのであつて、これと共に青少年は比較的自由的な時間と自由的な資金が與へられることになる爲に、これに對する適當なる指導が與へられない場合には、未熟なる判断のまゝに慰安や娯樂を追及することとなり、自然と堅實な生活態度を失つて道徳的頹廢の危地に突き出されることにもなるのであつて、その結果が如何に怖るべきものであるかは想像に難くないのである。

00702

00701

さきに第一次歐洲大戰に於て交戦各國に少年犯罪が激増した原因としても、やはり激増した少年労働者が教育的な保護から解放された上に、多額の賃金を貰ふやうになつたことが指摘されてゐるが、この狀況は我が國に於ても最も警戒を要する事柄であつて、既に最近の少年犯罪の數の上にも窺ふことが出来るのである。

本縣に於ては、これらの點に關して縣民の一層の認識と、その適切なる指導を要請する爲、左の如き點を強調して切に各位の細心なる留意と協力を希望する次第である。

- (一) 隣保組織、保護者會、又は防犯協會等の活用を圖る等其他凡ゆる方法に依り、家庭に對し青少年指導に關する充分なる注意を喚起すると共に、一般社會に對しても之が關心を高め、其の協力を求むること。
- (二) 風紀を肅正し、特に地方弊習の改善に努め、青少年の氣風を振肅すると共に青少年の爲適當なる教養娛樂の施設を講じ、趣味の向上を圖り、健全なる慰安を與ふるに意を用ふること。
- (三) 各學校、工場事業場等に於ては、生徒、産業青年等の不良化防止に關する主任者を置くこと。
- (四) 學校、工場事業場等に於ける主任者、警察官吏、少年救護委

員、少年保護司、司法保護委員、保護救護團體職員等の連絡協議會を隨時開催し、協力して青少年不良化防止に努むること。

- (五) 學校教職員は生徒兒童の家庭の狀況、趣味、性行、交友關係等を充分理解し、其の校外生活に對しても積極的に之が指導に當ると共に、生徒の放校、退學等の處分は極めて慎重に取扱ひ、之が改過遷善の爲萬全の方途を講ずること。
- (六) 修練組織を有する學校に在りては特に之を活用し、作業訓練體育運動學藝會等を通じ、生徒の團體的規律を練磨すると共に、其餘暇善用・趣味の向上を圖るに努むること。
- (七) 勤勞青年の青年學校就學出席を督勵し、其の心身を鍛鍊すると共に、生活に規律あらしむること。
- (八) 青少年團の單位團長、分團長、班長等は自己の責任下に在る團員の日常生活に充分留意し、其の指導に努むること。
- (九) 産業報國青年隊指導者の理解を深め、産業報國會特に其の青年隊の活動を促し、以て産業青年をして産業報國精神を業務並に日常生活に具現せしむるやう指導すること。
- (一〇) 工場、事業場の寄宿舎を整備し、舍監等青年隊指導者たる者の指導と相俟ちて寄宿舎生活をして健全明朗快適なるものたらしむるやう指導すること。

國民登録の緊急整備に就て

(職業課)

(一) 産業報國會長等は産業青年の家庭との連絡を密にし、特に其の受くる賃金等を濫費せしめざるやう工夫し以て職場外の産業青年指導の全きを期すること。

(二) 各種保護施設並に補導機關の内容の改善に努むると共に其の整備充實を圖ること。

愈々米英兩國に對する戰端は開始せられ、今や大東亞戰爭は國を賭して戦はれるに至つた。此の秋に當り、時局目的貫徹上「人」の問題に關聯する國民登録制度の緊急整備は最も重要な事柄であるといはねばならぬ。國民登録制度は國民の働く能力を廣く國家が登録して、時局の動向に鑑み國家總動員を必要とする時に於ける人員動員態勢の完璧を期せんとする施策に外ならないから、よく其の趣旨を理解して國民としての義務を怠らないやうにするため、此處に更めて申告しなければならぬ人、及びその諸注意を記載して認識を新にして貰ひたいと思ふ。

一 技能登録普通國民登録と云はれてゐるもので、申告をしなければならぬ人は厚生大臣の指定してゐる技術者(工礦機

械等作業者から家屋大工・左官に至る百三十七種の職業に三ヶ月以上従事してゐる者。前述の職業に一年以上従事したことがあり、止めてから五ヶ年を経過しない所謂前歴者。厚生大臣の指定する學校で厚生大臣の指定する學科を修め、その學校を卒業した者、厚生大臣の指定する技能者養成施設できまつた課程を修了した者、厚生大臣の指定する檢定若くは試験に合格した者。又は厚生大臣の指定する免許を受けた者は、皆國民職業指導所に申告をして登録されなければならぬ。年齢は總て十六歳以上滿六十歳未滿の男子である。

二 青壯年國民登録 青壯年國民登録に於て申告しなければならぬ人は、男子は年齢滿十六歳以上滿四十歳未滿の者で次の何れにも該当しない人
(職業能力申告手帳國民勞務手帳の交付を受けてゐる者、兵役法第四十一條の勅令の定むる中等學校以上の學校に在學する者、國民職業能力申告令第十一條に掲ぐる者)

女子は年齢滿十六歳以上滿二十五歳未滿の者で次の何れにも該当しない人
(配偶者のある者、中等學校以上、教員養成所に在學する者、國民職業能力申告令第十二條に掲ぐる者)である。

三 以上の登録に於て特に注意しなければならぬのは、技能登録に於ては一旦申告した後の異動の問題である。一旦申告をしてから後に住所・就業の場所等に異動を生じたら、二週間以内には必ず申告しなければならない。又、退職した時・死亡した時にその事を申告しなければならぬのは勿論である。異動が生じた時にその事項を申告しなければ、初めの申告が無意味となるので此の點特に注意されたい。

青壯年國登録に於ては先般十月末日現在を以て登録された譯であるが、果して該當の人は一人残らず登録されてゐるであらうか。大東亞戰爭の戦はれてゐる今日、一人の申告漏れもないやうにしたものである。特に十月末日他府縣に行つてゐて其處で申告をせず、又本縣に於ても申告しなかつたやうな人はあるまいか。かゝる人は此の際一日も早く申告を要するのである。

申告しなければならぬ人は右の通りであるが、もし少しでも不明な點があつたら國民職業指導所に照會して間違のないやうにされたい。
尚、右の申告を怠ると國家總動員法により處分を受けることになつて居るから、不名譽なことにならぬやう特に注意して置く。
最後に、これらの登録の徹底方については、市町村長・部落會長・

町内會長の絶大の御協力に依ることを切望致す次第である。
本縣の麻類増産計畫
明年度二百九十三町二段

(農務課)
麻類は一般國民の生活必需品であるばかりでなく、軍需品として極めて重要なものであることはいふまでもないが、これが供給は從來大部分を海外からの輸入によつてゐたのであつて、殊に支那・蘭印等は主たる供給國であつた。然るに近來の國際情勢ではこれらの國々からの輸入が全く不可能となり、爲に最近のわが需給關係は極度に窮迫するに至つてゐる。

従つてこの際この軍需並に必須民需の供給を確保することは喫緊の要務となつてゐるので、本縣でもこれが増産に關して、明年度に於ても本年度に引き續き各種施設を講じて鋭意増産に努めることとなり、次の増産計畫を樹立した。各位の積極的協力によりこの増産目的を達成するやう格別の奮起を期待する次第である。

(一) 苧	標準面積	計畫増産面積	計
郡市別			

00706

00705

鳥取市	町段	町段	町段
米子市	三、〇	一、〇	四、〇
岩美郡	六、八	四、〇	一〇、八
八頭郡	三、三	二、〇	五、三
氣高郡	二、一、五	一〇、〇	三、一、五
東伯郡	三、三	三、〇	六、三
西伯郡	一、二、八	一〇、〇	二、二、八
日野郡	五〇、七	三〇、〇	八〇、七
計	二、〇	二、〇	二、〇
鳥取市	二、〇	一、〇	三、〇
米子市	二、〇	一、〇	三、〇
岩美郡	二七、二	四、〇	三一、二
八頭郡	四四、一	一〇、〇	五四、一
氣高郡	七、〇	一、五	八、五
東伯郡	一、二、六	三、〇	一五、六
西伯郡	六、五	一、五	八、〇
日野郡	二一、一	一〇、〇	三一、一
計	一一二、五	三〇、〇	一五二、五

鳥取市	町段	町段	町段
米子市	一、一	三、三	四、四
岩美郡	一、四	一、四	二、八
八頭郡	二、六	三、〇	五、六
氣高郡	七、四	六、五	一三、九
東伯郡	一一、一	八、〇	一九、一
西伯郡	五、七	九、〇	一四、七
日野郡	一、四	一、四	二、八
計	三〇、〇	三〇、〇	六〇、〇

◎ 辭令

休職 鳥取縣屬 毛利 忠實
鳥取縣森林技手 辻 亥輪 男
勳八等 森 中 豊 治

死 亡 (十一月二日附)
顯ニ依リ本職ヲ免ス
敍勳七等授瑞寶章 (以上十一月十一日附)

地方農林技師 中 島 榮

彼從七位 同 中 尾 秀 雄

彼正八位 (以上十一月十五日附) 體育運動主事 西 村 實 義

學務部學務課兼務ヲ命ス (十一月十八日附) 鳥取縣屬從七位勳入等井 崎 秀 義

敍勳七等授瑞寶章 崎 秀 雄

死 亡 (十一月二十日附) 鳥取縣屬 洞 崎 謙 藏

知事官房文書課長事務取扱ヲ命ス 濱 部 壽 春

學務部社會教育課勤務ヲ命ス (以上十一月二十一日附) 土木書記兼道路書記 安 宅 芳 夫

西垣ト改姓届出 (十二月一日附) 農林 技 手 山 本 義 一

池本ト改姓届出 (十二月四日附) 鳥取縣國民學校訓導 門 脇 克 己

鳥取縣社會事業主事補ニ任ス 學務部社會課勤務ヲ命ス (十二月八日附)

土木技手兼道路技手 佐々木 欣 二
願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス (十二月十日附)

兵器献納資源回收 運動釀出金報告

一金貳拾圓八拾六錢	西伯郡上道村
一金四拾五圓拾錢	東伯郡旭村
一金拾七圓貳拾錢	東伯郡舍人村
一金四圓貳拾七錢	氣高郡神戶村
一金九圓七拾錢	日野郡阿尾緣村
一金八拾圓五拾錢	氣高郡正條村
一金參拾壹圓九拾五錢	八頭郡國英村
一金八圓八拾五錢	八頭郡大村
一金拾圓	八頭郡大御門村
一金八圓四拾九錢	東伯郡入橋町
一金四拾六圓拾錢	日野郡黒坂町
一金貳拾貳圓六拾參錢	氣高郡青谷町
一金壹圓七拾錢	日野郡大宮村
一金貳百四拾貳圓六拾七錢	米子市

昭和十六年十二月十九日印刷
昭和十六年十二月十九日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所